

東京芸術劇場リハーサル室利用料金減額の申請について

平素より当劇場のリハーサル室をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和8年度のリハーサル室利用料金減額につきましては、下記のとおりの取扱いとなります。
減額を希望される団体は、所定の手続きにより申請をしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 減額対象施設 東京芸術劇場リハーサル室、大会議室（シンフォニースペース）、
小会議室（ミーティングルーム）5及び7
※上記の施設を音楽、演劇、舞踊の練習として使用する場合のみ
- 2 減額対象団体 都内のアマチュア文化団体
- 3 減額率 利用料金の25%減額
- 4 申請期間 令和8年2月4日（水）から令和8年3月4日（水）まで
※持参・送付いずれでも受付けます。
※持参の場合、10時から18時まで
2月17日（火）、3月2日（月）・3日（火）は休館日ですので受付できません。
※送付の場合は上記申請期間末日到着分までを受付けます。
- <送付先>〒171-0021
東京都豊島区西池袋1-8-1
東京芸術劇場 事業企画課 事業調整係
「減額申請在中」と記載してください。
- 5 減額期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの利用分
- 6 提出書類
(1) 東京芸術劇場利用料金減額申請書（別紙の様式による） 1部
(2) 団体規約 1部
(3) 構成員名簿（主として都内在住者又は都内在勤者で構成されていることが判るもの） 1部
(4) アマチュア文化団体としての活動実績を証明するもの
①前会計年度の公演記録 1部
②パンフレット（コピー可） 一式
③過去5年以内の公演チラシ（コピー可） 一式
(5) 営利を目的としない団体の証明
①前会計年度の会費（団費）の会計報告 1部
②各公演別の会計報告 1部
※提出された書類は返還できませんのでご了承ください。
※書類不備の場合は承認されないこともありますので、ご注意ください。
※判読しづらい可能性があるので、手書きの資料はお控えください。
- 7 結果通知 承認が決定した団体には令和8年3月下旬までに通知文をお送りします。
- 8 その他
(1) 令和7年度（2025年9月8日～2026年3月31日）に減額対象施設のご利用が無い場合は承認されない場合があります。
(2) 申請時に団体登録の期限が有効なことを確認の上、申請してください。

東京芸術劇場利用料金減額申請書

施設区分	リハーサル室、大会議室（シフォニースペース）、会議室（ミーティングルーム）5・7
使用目的	
使用期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日までの利用分
申請理由	都内のアマチュア文化団体がリハーサル室、大会議室（シフォニースペース）、小会議室（ミーティングルーム）5・7を営利目的以外で使用するため。
備考	<p>添付書類</p> <p>1 団体規約 2 構成員名簿 3 アマチュア文化団体としての活動実績を証明するもの （1）前会計年度の公演記録 （2）パンフレット （3）過去5年以内の公演チラシ 4 営利を目的としない団体の証明 前会計年度の（1）会費の会計報告 （2）各公演別の会計報告</p> <hr/> <p>使用目的は、申請時の内容に限る。</p>

上記の理由により利用料金の減額を申請します。

令和 年 月 日

東京芸術劇場館長 殿

申請者住所 〒

団体名

代表者名

電話